

特定非営利活動法人市民社会研究所賃金規定（パートタイマー）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規定は、就業規則第44条に基づき、従業員の給与に関する事項を規定する。

（適用範囲）

第2条 この規定は、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトの給与に適用する。

（賃金の種類）

第3条 従業員の賃金の種類は次の通りとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当

第2章 賃金計算及び支払方法

（計算期間）

第4条 賃金の計算期間は、毎月1日から月末日までを1か月として計算する。

（賃金の支払日）

第5条 賃金の支払日は、毎月10日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

2 前項にかかわらず、従業員が退職又は解雇されたときは、本人又は権利者の請求のあった日から7日以内に賃金を支払う。

（賃金の支払方法）

第6条 賃金は、原則として直接本人が指定した本人名義の金融機関の預金口座へ振込みによって支払うものとする。

（賃金の控除）

第7条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税、住民税
- (2) 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料
- (3) その他、従業員代表との書面協定により賃金から控除することとしたもの

（非常時払い）

第8条 第5条の規定にかかわらず、従業員又はその収入によって生計を維持する者が次に掲げる事項に該当するときは、既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 出産の場合
- (2) 負傷又は疾病のため費用を要する場合
- (3) 天災その他災害を被った場合
- (4) 婚礼又は葬儀の費用に充てる場合
- (5) その他やむを得ない事情があると会社が認めた場合

（給与の減額）

第9条 遅刻・早退・欠勤等により勤務しなかった時間に対しては、給与は支給しない。

（減額の適用除外）

第10条 前条の規定にかかわらず、団体の責めに帰すべき事由により休業したときは、給与の減額は行わない。

第3章 基本給及び諸手当等

(基本給)

第11条 基本給は、従業員ごとに次に掲げる要素を考慮して時給で定める。

- (1) 勤続年数
- (2) 職務遂行能力

(通勤手当)

第12条 所定の交通機関を利用して通勤する者に対しては、交通費の実費を月額15,000円以内において支給する。

(賃金の改定)

第13条 基本給及び諸手当等の賃金の改定については、原則として毎年4月に行うこととし、改定額については、団体の業績及び従業員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。

2 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

(賞与)

第14条 賞与は支給しない。

附 則

この規定は、平成27年3月9日より適用する。